

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布します。

令和 7 年 5 月 26 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第43号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第 3 号。以下「省令」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第 2 条 法第 7 条第 1 項（法第24条第 2 項及び第43条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項に規定する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(説明会を開催する場合)

第 3 条 省令第 6 条ただし書の規則で定める場合は、盛土若しくは土石の堆積（盛土又は土石の堆積を行う高さが 1 メートル以下のものを除く。）を行う土地の面積が 3,000 平方メートルを超える場合又は盛土若しくは土石の堆積を行う高さが 5 メートルを超える場合（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合を除く。）とする。

(申請書の添付書類)

第 4 条 省令第 7 条第 1 項第12号又は第 2 項第10号の規定により規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (2) 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があることを証する書類
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 省令第63条第 1 項第 2 号又は第 2 項第 2 号の規定により規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (2) 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があることを証する書類
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(書類の経由)

第 5 条 法、省令及びこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、申請等に係る工事の施行に係る土地の区域を管轄する建設事務所の長を経由しなければならない。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別記様式) (第2条関係)

(第1面)

|                                                                                         |        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 第 号                                                                                     |        |
| 立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書                                                                 |        |
| 職 名                                                                                     | 写<br>真 |
| 氏 名                                                                                     |        |
| 生年月日 年 月 日生                                                                             |        |
| 年 月 日交付<br>年 月 日限り有効                                                                    |        |
| 長野県知事  |        |

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法 令 の 条 項 | 該当の有無 |
|-----------|-------|
|           |       |
|           |       |
|           |       |
|           |       |
|           |       |
|           |       |
|           |       |

- (備考)
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「―」を記載すること。
  - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。